愛知県立一宮西高等学校いじめ防止基本方針

Ⅰ　いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい児童生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

Ⅱ　いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「教育相談委員会（いじめ・不登校防止対策委員会）」を設置する。

⑴　「教育相談委員会（いじめ・不登校防止対策委員会）」について

ア　委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、特別支援コーディネータ、教育相談係、養護教諭
（必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

イ　指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】

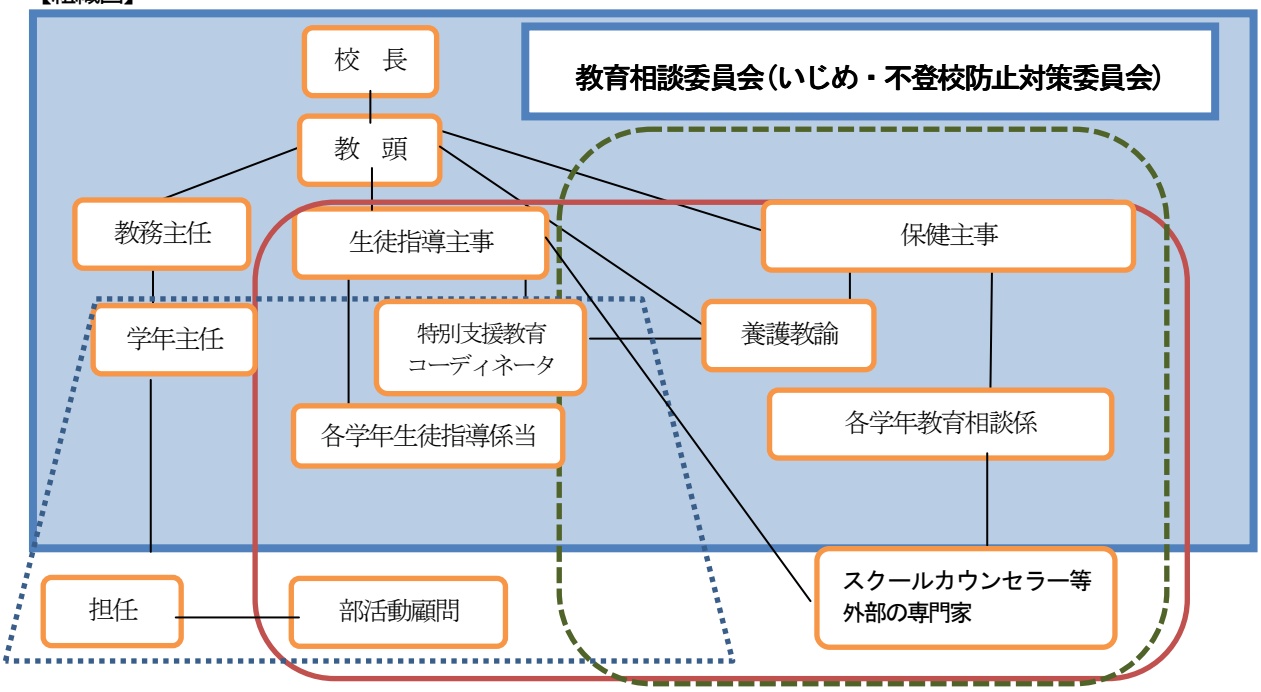

は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

⑵　「教育相談委員会（いじめ・不登校防止対策委員会）」の役割や機能

ア　取組の検証（ＰＤＣＡサイクル）

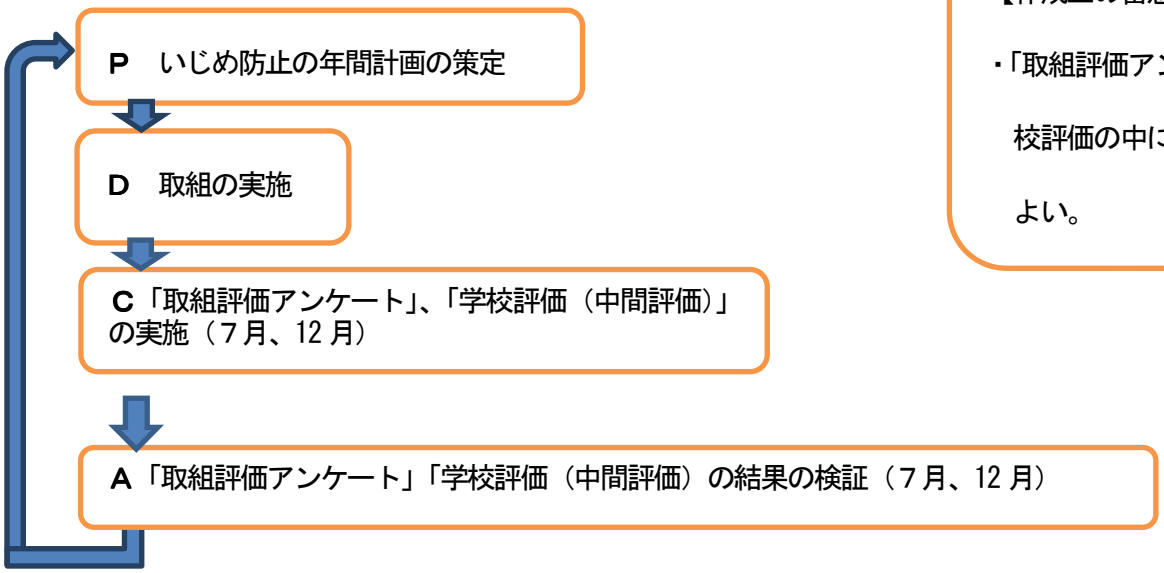

【作成上の留意点】

・「取組評価アンケート」は学校評価の中に組み入れてもよい。

イ　教職員への共通理解と意識啓発

年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。

・　「教育相談委員会（いじめ・不登校防止対策委員会）」で検討した内容を職員会議等で報告する。

・　現職研修で、年２回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ　児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ　いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

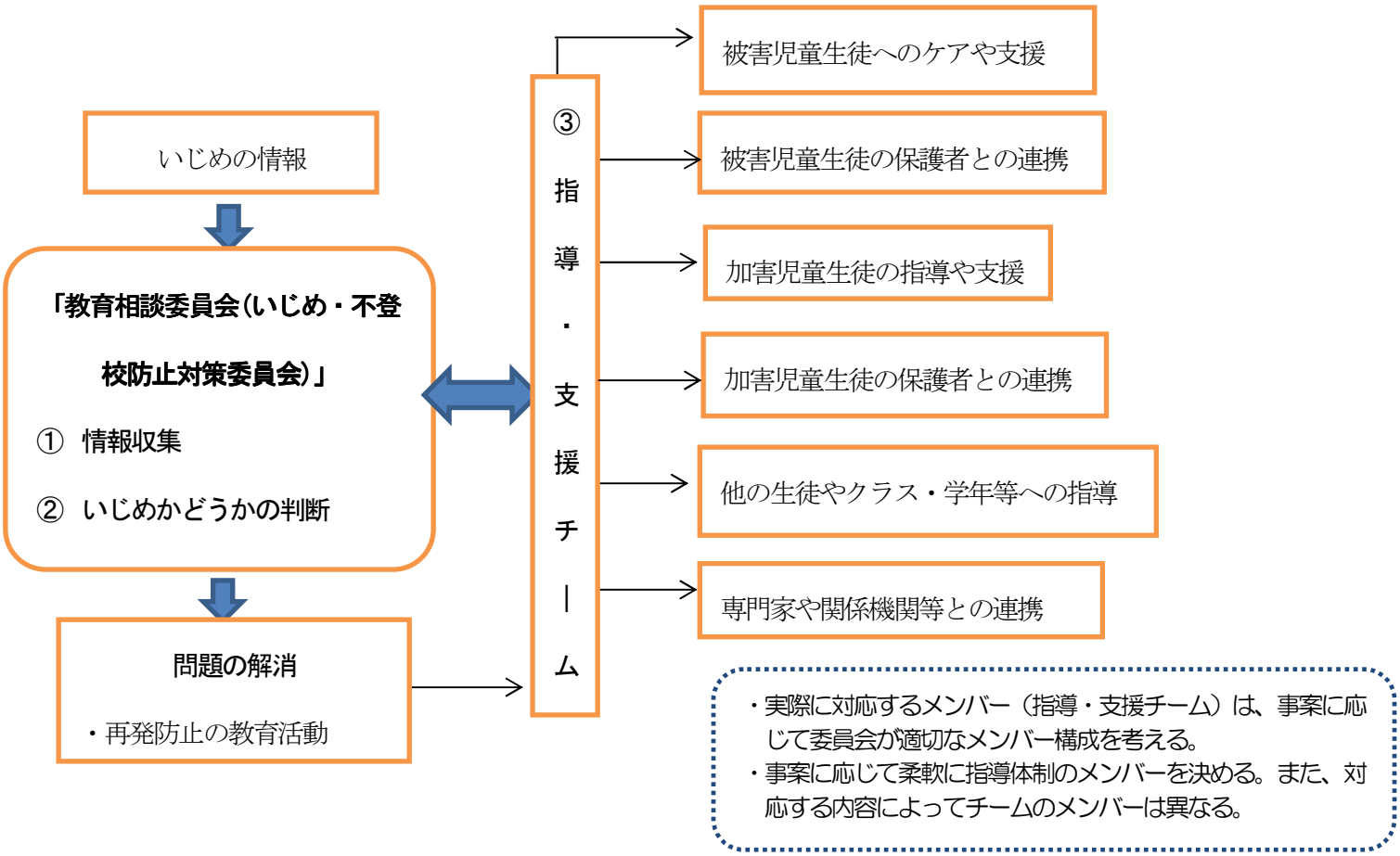

オ　重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「教育相談委員会(いじめ・不登校防止対策委員会)」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第２８条）

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間３０日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態の発生

↓

教育委員会へ重大事態の発生を報告

↓

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

※・「いじめ防止対策組織」が調査組織の母体となる。

※　組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係また特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

↓

事実関係を明確にするための調査を実施

※　因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※　たとえ学校に不都合なことはあったとしても、事実としっかり向き合おうとする姿勢が大切である。

↓

いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

※　関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

※　調査に当たって実施したアンケートは、提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

↓

調査結果を教育委員会に報告

※　希望があれば、いじめを受けた児童生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

↓

調査結果を踏まえた必要な措置

Ⅲ　いじめの防止等に関する具体的な取組について

⑴　いじめの未然防止の取組

ア　学年会等の会議での生徒に関する情報交換を密に行い、情報の共有を図る。

イ　現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。

ウ　教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。

エ　公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。

オ　体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

⑵　いじめの早期発見の取組

ア　定期的な「保健調査」（年３回）や身だしなみ指導・遅刻防止週間等を通じて、生徒の変調をいち早く見つけ、教育相談の充実を図る。

イ　意見箱や面談週間を利用した担任面談等から、生徒の意見を速やかに吸い上げ、教育相談の充実を図る。

ウ　教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。

エ　いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「教育相談委員会(いじめ・不登校防止対策委員会)」に報告をし、組織的に対応する。

⑶　いじめに対する措置

ア　いじめの発見・通報を受けたら「教育相談委員会(いじめ・不登校防止対策委員会)」で組織的に対応する。

イ　被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ　加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ　教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取りくむ。

オ　いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ　ネット上のいじめへの対応は、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。日頃から情報モラル教育の充実を図る。

（取組の年間計画）

	未然防止の取組	早期発見の取組	「教育相談委員会（いじめ・不登校防止対策委員会）」の動き	保護者・地域との連携
４月	○　保健調査【全】保 ○　面談週間【全】学 ○　身だしなみ指導【全】生・学 ○　遅刻防止週間【全】生・学 ○　**日常の健康観察【全】全職員・年間**	○　保健調査結果を踏まえた担任面談【全】学 ○　担任会・生徒指導部会・保健部会での意見交換（毎週）【全】	○　各学年会による前年度からの課題を抱えた生徒の洗い出し【23】 ○　保健調査結果の集計結果検討【全】	○　心の健康作り推進委員カウンセリング（３・８月を除く毎月）【全】保
５月	○　授業公開【全】教・学 ○　遅刻防止週間【全】生・学	○　進路検討会での意見交換による洗い出し【２・３】進・学		○　支部別ＰＴＡ総会における意見交換【保】総・学
６月	○　勤労体験学習【１】保・学 ○　学習時間調査【全】教・学 ○　学習支援旬間【全】教・学	○　保護者会における情報収集【１・２】学	○　学年生徒相談係会【全】 ○　教育相談委員会【全】	○　保護者会【１・２】総・学
７月	○　情報モラル講話【全】生 ○　身だしなみ指導【全】生	○　保護者会における情報収集【３】学	○　全教職員対象の「取組評価アンケート」の中間評価	○　保護者会【３】総・学
８月				
９月	○　保健調査【全】保 ○　面談週間【全】学 ○　身だしなみ指導【全】生・学 ○　遅刻防止週間【全】生・学 ○　一宮聾学校との交流【全】徒	○　保健調査結果を踏まえた担任面談【全】学 ○　進路検討会での意見交換による洗い出し【１・２】進・学	○　保健調査結果の集計結果検討【全】（１月にも実施）	
10月	○　公開授業週間【全】教・学 ○　身だしなみ指導【全】生・学 ○　学習時間調査【全】教・学 ○　箏曲部の施設訪問【全】徒	○　保護者会における情報収集【３】学 ○　進路検討会での意見交換による洗い出し【１・２】進・学		○　保護者会【３】総・学
11月	○　遅刻防止週間【全】生・学 ○　学習支援旬間【全】教・学 ○　一宮聾学校との交流【全】徒	○　保護者会における情報収集【１・２】学 ○　進路検討会での意見交換による洗い出し【３】進・学	○　学年生徒相談係会【全】 ○　教育相談委員会（いじめ・不登校防止対策委員会）【全】	○　保護者会【１・２】総・学 ○　ＰＴＡ理事会での意見交換【保】総
12月	○　人権作文朗読【全】生・徒 ○　人権アンケート【全】生 ○　スマホアンケート【全】生	○　保護者会における情報収集　【３】学	○　全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証	○　保護者会【３】総・学
１月	○　保健調査実施【１・２】保 ○　身だしなみ指導【１・２】生・学	○　保健調査結果を踏まえた担任面談【全】学	○　学年生徒相談係会【全】	○　ＰＴＡ学年委員会で意見交換【保】総・学
２月	○　身だしなみ指導【３年】生・学 ○　学習支援旬間【１・２年】教・学		○　教育相談委員会【全学年】	
３月	○　情報モラル講話【１・２年】生 ○　情報モラル講話【新入生オリエンテーション】生	○　進路検討会での意見交換による洗い出し【１・２】進・学	○学校評議員による検証	

教…教務部 生…生徒指導部 保…保健部 徒…生徒会部 進…進路指導部 学…学年会 総…総務部 【全】…全学年 【保】…ＰＴＡ

（いじめ防止等の取組に基づいたまとめ）

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	ア　現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。 イ　教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。 ウ　体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。	○　わかる授業を目指した「授業改善」→公開授業週間を設定（５月）【教務部・教科会】 ○　「保健調査」（いじめアンケート）の実施【保健・生徒指導部・学年会】 ○　個人面談の実施　【各学年会】 ○　学習時間調査の実施　【教務部】 ○　人権週間での取組→人権作文朗読・人権アンケート　【生徒指導部】 ○　情報モラル教育→７月、３月に講話　【生徒指導部】	○　年１回の授業公開の実施（５月） ○　生徒・教職員と協同したボランティア活動等の実施（６月：勤労体験学習等）
早期発見	ア　教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。 イ　いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「教育相談委員会（いじめ・不登校防止対策委員会）」に報告をし、組織的に対応する。 ウ　定期的な「保健調査」（年３回）の実施や教育相談の充実を図る。	○　相談活動の周知（「相談室だより」の発行…年３回）　【保健部】 ○　「意見箱」の設置（校内１か所）【生徒指導部・保健部】 ○　「保健アンケート（いじめアンケート）」の実施（年３回…４月、９月、１月）　【生徒指導部・学年会】 ○　個人面談の実施（年２回…4 月、9 月）　【各学年会】 ○　進路検討会の情報活用【各学年会】	○　保護者会での情報収集
いじめに対する措置	ア　いじめの発見・通報を受けたら「教育相談委員会（いじめ・不登校防止対策委員会）」で組織的に対応する。 イ　被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。 ウ　加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。 エ　教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。 オ　いじめ集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。 カ　ネット上のいじめへの対応は必要に応じて、警察署等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。	○いじめ事案に対して組織的に対応（Ⅱの⑵エ「いじめに対する措置（いじめ事案への対応）」参照） 【教育相談委員会（いじめ・不登校防止対策委員会）・生徒指導部・保健部】	
点検・検証・見直し		○学校評価の評価項目とし、「中間評価」（９月）及び「自己評価」（12 月）を行い、「校務委員会」でその結果を検証する。	